

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネル
の通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第6号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、令和4年6月14日から適用する。

令和4年6月13日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

記3【災害時の特例】の表中

「

名 称	箇 所
東京湾アクアトンネル (一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路))	神奈川県川崎市川崎区浮島地先から千葉県木更津市中島地先まで
川崎航路トンネル (神奈川県道高速湾岸線)	神奈川県川崎市川崎区東扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで

」

を追加する。